

有効期間満了:2012年11月30日

案件名	国際航空貨物輸送におけるカーボン・オフセット「オフセットエコツウ」	
申請者	日本通運株式会社 東京航空支店	
案件の概要	国際航空貨物に関わる国内輸送と国際輸送において排出されるCO2量を見える化し、顧客の希望に応じて京都クレジット(CER)を調達し、オフセットを行なう。	
	No.	商品名
	1	オフセットエコツウ(インターナショナル)
	2	オフセットエコツウ(インランド)
認証区分・タイミング	I-1 商品使用・サービス利用オフセット／オフセット予定認証	
カーボン・オフセットの主体(帰属先)	申請者の提供する商品・サービス等の購入者	
算定範囲	<p>&lt;商品1&gt; 日本国発着国際航空輸送(日本国内各地国際空港⇄海外国際空港) 2011年12月1日以降2012年11月30日までに輸送が完了する受注分</p> <p>&lt;商品2&gt; ①日本国内の荷主企業からの集荷(輸出貨物):出荷施設⇒日本国内各地国際空港(トラック・航空輸送) ②日本国内の荷主企業への配達(輸入貨物):日本国内各地国際空港⇒配達先(トラック・航空輸送) 2011年12月1日以降2012年11月30日までに輸送が完了する受注分</p>	
オフセット量 / 算定排出量	16t-CO2 / 16t-CO2	
クレジット種別	京都クレジット(CER)	
プロジェクト名	インド・カルナタカ州NSL27. 65MW 風力発電プロジェクト	
無効化日	2012年1月31日以降毎月(前月分排出量を無効化)	
情報公開	情報提供事項	記述欄
カーボン・オフセットに関する説明	申請者名(認証取得者名)	日本通運株式会社 東京航空支店
	カーボン・オフセットの主体の特定	申請者の提供する商品・サービス等の購入者
	認証対象活動	商品使用・サービス利用オフセット
	認証有効期間	2011年12月1日～2012年11月30日
	カーボン・オフセットの仕組みの説明	カーボン・オフセットとは自らのCO2排出量を認識し、極力削減努力を行った上でどうしても削減できない排出量を他の場所での削減量または排出権で埋め合わせを行なうことです。オフセットエコツウでは、カーボン・オフセットを希望されるお客様のご依頼に基づき、当社が発行して送り状(Air Way Bill)で輸送される国際輸出入貨物についてのCO2排出量を算定し、お客様のご負担で日本国内の輸送時のCO2排出量の50%以上もしくは国際輸送(日本発着に限る)輸送時のCO2排出量の50%以上をオフセットします。

<p>カーボン・オフセットに関する説明</p>	<p>地球温暖化対策の喫緊性の説明</p>	<p>地球環境を考える上で、地球温暖化問題は最も深刻な問題の一つです。当社では環境保全に関する基本的な方針を「環境憲章」として定め、モーダルシフトを初めとする各種環境保全活動を推進しておりますが、京都議定書で義務付けられた温室効果ガス「マイナス6%」達成に向けた環境配慮への意識が高まるなか、国際航空貨物輸送サービスと京都メカニズムに基づくCO<sub>2</sub>クレジットを組み合わせたサービスを提供することにより、日本国の削減だけでなく、地球全体のCO<sub>2</sub>削減の取組に向け更なる貢献を目指します。</p>
<p>算定対象範囲</p>	<p>認証対象活動における温室効果ガス排出源</p>	<p>商品1: 当社が発行した送り状(Air way bill)で輸送される国際輸出入貨物についての、国際輸送(日本発着に限る)時のCO<sub>2</sub>排出量</p> <p>商品2: 当社が発行した送り状(Air way bill)で輸送される国際輸出入貨物についての、国内輸送時のCO<sub>2</sub>排出量</p>
	<p>算定対象範囲</p>	<p>商品1: 日本国発着国際航空輸送(日本国内各地国際空港⇄海外国際空港) 2011年12月1日以降2012年11月30日までに輸送が完了する受注分</p> <p>商品2: ①日本国内の荷主企業からの集荷(輸出貨物): 出荷施設⇒日本国内各地国際空港(トラック・航空輸送) ②日本国内の荷主企業への配達(輸入貨物): 日本国内各地国際空港⇒配達先(トラック・航空輸送) 2011年12月1日以降2012年11月30日までに輸送が完了する受注分</p>
<p>算定方法、算定排出量</p>	<p>算定排出量、及びオフセット量もしくはオフセット比率</p>	<p>算定排出量 16t-CO<sub>2</sub> オフセット量 16t-CO<sub>2</sub> オフセット比率 100%</p>
	<p>算定方法(算定式、及び算定方法の根拠とした文書)</p>	<p>算定式: 「排出量＝距離×輸送重量×輸送トンキロあたりのCO<sub>2</sub>排出量原単位」 ※「物流分野のCO<sub>2</sub>排出量に関する算定方法ガイドライン」(経済産業省・国土交通省発行)に基づき定めたCO<sub>2</sub>排出原単位を使用</p>
<p>削減努力の実施</p>	<p>認証対象活動等に係る排出削減の取組</p>	<p>国際航空輸送サービスの提供における省資源化を実施しています。商材に合わせて作成した、反復使用可能な梱包資材を提供しています。</p>
	<p>申請者自身の排出削減の取組</p>	<p>引越事業の「えころじこんぼ」など、反復梱包資材を提供してCO<sub>2</sub>排出量を削減しています。</p>
<p>削減努力の実施</p>	<p>オフセット主体に対する削減努力の促進に関する情報</p>	<p>オフセット主体がGHG排出量等環境負荷の少ない商品等を購入するような取組を推進しています。(航空輸送から海上輸送へ、海上輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトの提案など)</p>

オフセットに用いるクレジットの調達及び排出量の埋め合わせ	クレジットの種類	京都クレジット(種類:CER)
	認証制度名	CDM
	プロジェクト名(プロジェクト実施国・実施地域を含む)	インド・カルナタカ州NSL27. 65MW 風力発電プロジェクト
	プロジェクトタイプ	風力発電
	クレジットの調達状況・調達期限・通知方法	毎月の実績値に応じて、毎月末に当社が月間総調達量を取りまとめて、プロバイダーに通知、翌月初旬にクレジット調達、月末に無効化を行う。
	クレジットの無効化状況・無効化方法	【無効化(予定)日】 2012年 1月 31日以降毎月月末 【方法】 国別登録簿の取消口座へ移転(商品1) 国別登録簿の償却口座へ移転(商品2)
販売価格・その他支払いに関する事項	商品・サービス当たりの販売価格	顧客との個別契約のため、販売価格は一定でない
	消費者の価格負担(料金への上乘せ)の有無	算定の上、指定された割合のCO2量に該当する排出権の料金を負担
	その他支払いに関する事項(申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等)	支払条件は、個別契約に基づくものとする。ご注文を受託した後、個別の約定締め日までにご連絡をいただいた場合は、オフセットをキャンセルする手続きが可能とする。
販売事業者情報	販売事業者名	
	運営統括責任者名	
	連絡先(所在地、電話番号、e-mail)	
	ウェブサイトリンク先	